

(R03.04.22)

バルブ類のJWWA規格改正に伴い、バルブ類検査施行要項が改正されました。

1. 改正されたバルブ類検査施行要項

- ① 水道用地下式消火栓検査施行要項 (JWWA B 103)
- ② 水道用補修弁検査施行要項 (JWWA B 126)
- ③ 水道用ボール式単口消火栓検査施行要項 (JWWA B 135)
- ④ 水道用急速空気弁検査施行要項 (JWWA B137)
- ⑤ 水道用ダクタイル鋳鉄(メタルシート)仕切弁検査施行要項 (JWWA B 122)

2. 改正の要点 (5 検査施行要項共通)

- ① 規定する塗料の変更
- ② 外面塗装の塗膜厚さの変更
- ③ 塗装検査の検査箇所の反映
- ④ 最新規格などとの表現の整合

3. 改正の要点 (個別項目)

- ① 水道用地下式消火栓、水道用ボール式単口消火栓  
⇒口金に表示する「水の記号」及び「製造業者の略号」は、容易に消えない方法にて明示する
- ② 水道用ダクタイル鋳鉄(メタルシート)仕切弁  
⇒規格名称の変更に伴う整合

以上